

大分県立安心院高等学校入学者全国募集に伴う下宿改修支援事業補助金交付要綱

令和5年6月6日告示

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県が令和5年度入学者選抜試験から大分県立安心院高等学校（以下「安心院高校」という。）の生徒を全国募集することに伴い、円滑な受け入れや支援体制を構築することを目的に、安心院高校に通学する生徒のため、所有する建物の一部又は全部を貸し付けしようとする者が行う当該建物を下宿として整備するために必要な改修、設備等の設置に要する経費に対し、安心院高校生徒全国募集支援協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物件 賃貸人が宇佐市安心院・院内地域内に所有している建物の一部又は全部を下宿する生徒に貸し出す建物をいう。
- (2) 生徒 大分県立高等学校入学者選抜実施要項の全国募集により県外から安心院高校に入学し、通学するために下宿する生徒をいう。
- (3) 賃貸人 生徒が入居する対象物件を貸し出しする者をいう。
- (4) 下宿 生徒が対象物件に居住することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象物件を下宿として通学する生徒に貸し付けすることをあらかじめ協議会に申し出た賃貸人のうち、対象物件が生徒のための下宿として提供できるものであると会長が認めた対象物件を所有する賃貸人であり、かつ、生徒もしくはその保護者と賃貸契約を締結した賃貸人とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当している者は補助対象者とならない。

- (1) 市税及び使用料の滞納がある者
- (2) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- (3) 前号に該当する者と対象物件において同居している者
- (4) 対象物件の所有者、賃貸人が下宿生徒の3親等内の親族でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、安心院高校の生徒が下宿する対象物件のために必要な整備を図るために、次に掲げる改修工事及び設備等の設置を行う事業とする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所、脱衣室等の改修工事
 - (2) 生徒が居住する部屋の内装、空調設備、インターネット接続等の改修工事
 - (3) 生徒が生活していく上で、必要な設備等の設置及びそれに伴う改修工事
 - (4) その他会長が適当と認める改修工事
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、20万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金は、補助対象者に対して、1回に限り交付する。

3 前項の規定にかかわらず、既にこの補助金の交付を受けた者が、当該補助金の交付後に、生徒が下宿中に受入人数を増やすためにさらに対象物件の改修を行う場合は、そのために必要な補助事業に要する経費について、第1項の規定により補助金を交付することができる。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- (2) 対象物件の位置、改修予定箇所の場所及び改修の内容が確認できる書類
- (3) 改修予定箇所の写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 会長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服がある場合で申請の取下げをするときは、補助金交付申請取下書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。この場合において、前条の規定による交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(変更承認の申請)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき（会長が軽微なものと認めた場合を除く。）は、補助金変更承認申請書（様式第5号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、遅滞なく会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金中止承認申請書（様式第6号）を遅滞なく会長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認)

第 10 条 会長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、補助金変更等承認通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業が完了したことが確認できる写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 12 条 会長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に補助金交付請求書（様式第 10 号）を会長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 会長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 会長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 12 号）により交付決定者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 20 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(状況報告)

第 16 条 会長は、対象物件の状況を確認するため必要があると認めるときは、補助対象事業の実施中及び実施後において、交付決定者に報告を求めることがある。

2 前項の規定による報告を求められたときは、交付決定者は、これに応じなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(要綱の見直し)

2 この告示の施行後 3 年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。